

# 職員の懲戒処分等について

香芝市職員の懲戒処分等に関する指針に基づき、下記のとおり、職員の懲戒処分等を行ったので公表します。

## 記

### 1. 所 属

福祉健康部 保健センター

### 2. 管理職員、一般職員の別

一般職員（男性主事 24歳）

### 3. 処分内容

懲戒免職

### 4. 処分理由（事案の概要）

平成29年10月24日に当該職員が病気休職中に交通事故をおこし、その際に運転免許証の失効が判明したことにより、当該処分を検討する手続きの中で、医師の診断書を自分で偽造し、病気休暇、病気休職として465日間にわたり、不正に休みを取得したことが発覚し処分を行ったものである。

また、診断書の偽造が行われた以降の上司である福祉健康部長、次長及び保健センター所長、並びに人事管理担当所管である企画部長、次長及び人事課長の9名について、管理監督責任として口頭嚴重注意とした。

### 5. 処分年月日

平成29年11月24日